

小樽市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 (原案の概要)

災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法律施行令の一部改正に伴い、小樽市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正します。

1 改正の趣旨

平成29年の地方分権改革に関する提案募集において、経済情勢の変化による市中金利を受け、市町村が災害援護資金の貸付利率を条例で引き下げることが可能とするための制度改正を行うべきとの提案があり、被災者ニーズに応じた貸付けができるよう、第8次地方分権一括法による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正が平成30年6月27日に公布され、平成31年4月1日から施行されることになりました。

また、平成30年の地方分権改革に関する提案募集により、災害援護資金について、月賦払による提案等があったこと、また、東日本大震災時の特例により保証人がいない場合でも貸付けが認められたこと等を踏まえ、所要の改正を行った災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成31年1月30日公布され、同年4月1日施行されることになりました。

上記を踏まえ、小樽市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正し、同条例に基づく災害援護資金の貸付けに係る運用を改善し、被災者支援の充実を図る観点から、所要の見直しを行うものです。

2 主な改正点

①災害援護資金の貸付利率の変更

(改正前)	年3%	(連帯保証人あり)
(改正後)	無利子	(連帯保証人あり)

②災害援護資金の貸付けを連帯保証人がいない場合も可能とする。

(改正前)	貸付け不可	(連帯保証人なし)
(改正後)	年1%	(連帯保証人なし)

③災害援護資金の償還方法の変更

(改正前)	年賦償還又は半年賦償還
(改正後)	年賦償還、半年賦償還又は月賦償還

3 施行期日及び適用期日

条例の施行期日は、平成31年第2回定例議会の議決日(7月上旬)となりますが、条例の適用期日は平成31年4月1日を予定しています。